

事務連絡
令和5年2月17日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科病院における虐待が疑われる事案に対する指導監督について（再周知）

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、精神科病院において虐待が疑われる事案が東京都において発生したところです。当該事案については、事実関係の確認が行われているところですが、いずれにしましても、精神障害者に対する適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から重要であります。

精神科病院に入院している精神障害者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められていることから、今般の精神保健福祉法の改正により、通報制度等の虐待防止措置が規定され、令和6年4月1日より施行されることとなっておりますが、施行までの間におきましても、各都道府県等においては、これまで周知している内容に加え、下記について特にご留意いただき、虐待の防止、早期発見、再発防止のため、適正な指導監督の実施等に努めるよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

記

1. 患者等からの退院請求や処遇改善請求の内容、又は外部からの都道府県等への情報提供等から、患者に対する虐待等が疑われる場合には、必要な情報収集や実地指導等の適切な指導監督の実施を図ること。
2. 情報収集を行う際、病院職員だけでなく、入院患者からも丁寧に聞き取りを行う等、適切な情報収集を図ること。
3. なお、入院患者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については、予告期間なしに対象の精神科病院に対し実地指導を実施することができることとしており（別添参照）、退院請求又は処遇改善請求中の案件であっても、精神医療審査会の審査結果を待たずして、実地指導を行うことも可能であることから、こうした場合には、躊躇なく、速やかに実地指導を実施すること。

以上

(添付資料)

○別添：「精神科病院に対する指導監督の徹底について」（平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬第発176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）